

意見募集の結果概要及び意見に対する考え方

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（案）」に対する意見の募集（パブリック・コメント）を、令和８年４月２日（木）から同年５月１日（金）まで実施した結果、３３名から５５件（うち有効件数５２件）の意見が提出された。

その詳細は次のとおりである。

１．意見提出方法の内訳

	e-Gov（電子）	郵送	合計
計	30	3	33

２．意見件数

全 55 件（うち有効件数 52 件）

【テーマ別の意見件数】

（１）基本方針に係る御意見 計 8 件

（２）リスト本体に係る御意見 計 44 件

御意見の概要と御意見に対する考え方

1. 基本方針案に関する御意見

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
1-1	1	3 ページ 3 行目「本リストは、『外来種被害防止行動計画 第 2 版』と共に、我が国における外来種対策の中核的な施策として位置付けられ…」の末尾に、以下の趣旨を追記すべき。 「加えて、本リストに基づく対策の実施状況については、定期的に評価・公表を行い、必要に応じて見直しを行う。」	3 ページ「3. 基本的考え方」の最後の○に記載しているとおり、本リストは、継続的・定期的に掲載種の追加、削除及び関連情報の更新を行う予定としています。このため、原案どおりとします。
1-2	1	3 ページ 19 行目「管理を徹底する」の後に、以下を追記すべき。 「(例：流通段階での管理基準の設定、逸出防止措置、トレーサビリティの確保等)」	御指摘の内容も「管理を徹底」に包含されるものと認識しておりますので、原案どおりとします。
1-3	1	5 ページ 25 行目「(対策目標) 監視と予防等による、未定着状態の維持。」の後に、以下を追記すべき。 「具体的には、輸入管理の強化、検疫体制の充実、電子商取引等を通じた流通の監視を含む。」	御指摘の内容も対策目標に包含されるものと認識しておりますので、原案どおりとします。
1-4	1	2 ページ 20 行目「地方自治体においては、本リスト掲載種及びその定着状況等の情報も参考にした…策定や見直し等の推進が期待される。」について、文末に以下を追記すべき。 「その際、国は人的・財政的支援及び技術的助言を行うものとする。」	当該記載については、作成の目的を説明するものであり、原案どおりとします。
1-5	1	7 頁 19 行目「この評価を踏まえ、以下の観点から総合的に判断し、掲載種を選定した。」の後に以下を追記すべき。「また、評価に用いた根拠データ及び判断過程については、可能な限り公開するものとする。」	選定に当たって参考とした文献は、リスト内「文献等」欄に記載のとおりです。また、掲載種の選定方法（フロー）は基本方針別添のとおりです。記載については、原案どおりとします。
1-6	1	4 頁 13 行目「国内由来の外来種として、本来の分布情報及び生態的知見が充実しており…対象とする。」の文末に、以下を追記すべき。 「加えて、普及啓発の強化及び必要に応じた管理措置の検討を行う。」	当該記載は、リスト掲載種の選定範囲を説明するものであるため、原案どおりとします。
1-7	1	3 頁 26 行目「本リストは、継続的・定期的に掲載種の追加、削除及び関連情報の更新を行う。」の「定期的に」の後に、「(概ね 5 年ごとを目安としつつ、必要に応じて随時見直しを行う)」を追加すべき。	特に期間は定めませんが、必要に応じて、継続的・定期的に見直しを行ってまいります。記載については、原案どおりとします。

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
1－8	1	・1. ○本リストは、継続的・定期的に掲載種の追加、削除及び関連情報の更新を行う。 を以下の様に修文し（下線部を追加）、新しい意見提案の制度をつくるべきであると考えます。 修正案 ○本リストは、<u>国民、事業者などの意見および提案を参考に</u>継続的・定期的に掲載種の追加、削除及び関連情報の更新を行う。 ・2. 検討を行う種の抽出の＜抽出の元になるリスト＞へ「・国民などから提案された意見」を加え、意見提案の制度創設を求めます。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

2. リストに対する御意見

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
2－1	20	・ソテツシロカイガラムシのカテゴリを「防除推進外来種」とすべき。 ・ソテツシロカイガラムシを防除検討外来種にランクダウンせずに防除推進外来種にしておくべき。	ソテツシロカイガラムシは、現行の生態系被害防止外来種リストに掲載されていませんでしたが、被害の状況等に鑑み、今回新たに掲載することとしたものです。改めて有識者へのヒアリング等を行い、近年のソテツ自生地での被害状況や最新の知見、未侵入の地域への拡散リスク等を踏まえ、「防除推進外来種」に掲載する案といたします。
2－2	1	ソテツシロカイガラムシについて、奄美ではソテツが食料として利用されており、「なり（ソテツ）味噌」の製造も行われているほか、造園業や観光業等でも利用されているため、「特に問題となる被害」のうち、「経済・産業」についても「-」を見直すべき。	「経済・産業」について、「○」に修正いたします。
2－3	1	ソテツシロカイガラムシを防除検討外来種に追加する案に賛成します。	ソテツシロカイガラムシに関しては、改めて有識者へのヒアリング等を行い、近年のソテツ自生地での被害状況や最新の知見、未侵入の地域への拡散リスク等を踏まえ、「防除推進外来種」に掲載する案といたします。
2－4	1	文献で一般的に使用されている名称を鏡みて、クモテナガゴガネ属をドウナガテナガゴガネ属に、キョクトウサソリ科をウシコロシサソリ科に訂正することを要求する。	御提案いただいた名称が使用されている例は限定的であることから、原案どおりとします。

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-5	1	セイヨウカラシナ <i>Brassica juncea</i> は農耕地において緑肥作物として有益な草種であることから、「防除検討外来種」から除外していただき、国内で広く利用されている飼料作物と同様に、「産業管理外来種」に区分いただけますよう意見申し上げます。	セイヨウカラシナには古くからの栽培品種がありますが、これらの品種群が逸出して問題になっているという情報はありません。一方、外来種として問題となっているのは、戦後、侵入したものが雑草化したものと考えられています。 今回、産業管理外来種へのカテゴリ変更の根拠として提示された種類はいずれも、現在、雑草化して問題になっているセイヨウカラシナと同じものであるという情報がないため、産業管理外来種に変更することは現段階では不要と考えられ、原案どおりとします。
2-6	1	魚類の国内由来の外来種について、東北地方、東海・北陸地方以東及び九州北西部のギギの、問題となっている地域に神奈川県が抜けている。	御意見を踏まえ「神奈川県」を追加します。
2-7	1	魚類の国内由来の外来種について、防除検討外来種（もしくは防除推進外来種）への追加種として以下を提案します。 ・カワムツ 関東特に神奈川県での被害が甚大。対策を検討するための研究論文が出るレベルまでに成っている。 ・カワヨシノボリ 関東での被害が甚大。 ・ナマズ 関東以東での影響を調べた論文はありませんが、強力な捕食者であり、東日本在来の魚類生態系再生事業を妨げています。	カワムツとカワヨシノボリについては、御指摘のとおり生態系被害の実態や懸念があることから、両種を防除検討外来種に追加します。 一方でナマズについては東日本に在来集団が確実にいなかったことが明らかではなく、被害の実態も確認できないため、原案どおりとします。
2-8	1	レイクトラウトについて、本種の侵略性の高さ及び生態系への影響の重大性を踏まえ、予防原則の観点から「防除検討外来種」でなく、少なくとも一段階上位の区分である「防除推進外来種」に位置づけるべきではないか。	検討会でも同様の指摘があり、魚類を専門とする検討委員による個別の議論を踏まえて「防除検討外来種」としています。
2-9	1	ヘラブナについて、ふなの漁業権を有する漁場において広く放流用種苗として用いられており、遊漁による利用が中心であるものの水産利用が図られているため「産業管理外来種」とすることが妥当ではないか。	ヘラブナの利用の実態に鑑み原案どおりとします。

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-10	1	チュウゴクスッポンの「日本での利用状況」の“生きた個体の国内における利用状況は不明。”を下線部へ変更することを求めます。 修正案 <u>国内では、愛玩・鑑賞目的で販売されている。</u>台湾などでは養殖されている。 ”シナスッポン”としての国内でのペット取引はめずらしくない。	御指摘の通り、「シナスッポン」という商品名の生体は流通しています。一方、日本産スッポン属 <i>Pelodiscus</i> のうち、狭義のチュウゴクスッポン <i>P. sinensis</i> とニホンスッポン <i>P. japonicus</i> の識別は容易ではありません。ペット等として流通している「シナスッポン」が狭義の <i>P. sinensis</i> であるかどうかは不明ですが、混入している可能性はあるため、「生きた個体の国内における利用状況は不明だが、愛玩・鑑賞目的で販売されている個体に混入している可能性がある」とします。
2-11	1	セキセイインコは、千葉県や神奈川県の外來種リストに掲載されていて、国内での定着が侵入種データベース <https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/20060.html>に示されている、選定条件に合致する種であり、広く流通し、飼育されていることから、「侵入や拡大の防止のための防除等の対策が必要」であることが広く認識され、野外放出を防ぐ取り組みが積極的に行われるためにも掲載すべきと思われます。	セキセイインコは、野外での確認事例が存在するものの、確実な定着繁殖に関する情報は確認されておらず、また自然環境への影響が顕著であるとの科学的根拠も示されていないことから、原案どおりとします。
2-12	1	沖縄島のクロスズメバチ原名亜種を定着防止外來種か防除推進外來種に追加すべき 沖縄島には在來のクロスズメバチ属が分布せず、ニッチェが空白となっている。すぐ北の奄美大島には在來の同属種シダクロスズメバチが生息しており、沖縄島にクロスズメバチ原名亜種が定着できる可能性は高いと思われる。定着すれば、ニュージーランド等のヨーロッパクロスズメバチのような被害をもたらす可能性があるのではないかと。	最新の知見において、沖縄島での定着と分布拡大の可能性が強く示唆されていることを踏まえ、有識者へのヒアリング等を行い、「防除推進外來種」として掲載する案とします。
2-13	1	<i>Pterygoplichthys</i> spp. のスペースが全角になっているように見えます。	御意見を踏まえ修正します。
2-14	1	<i>Macaca cyclopis</i> × <i>Macaca fuscata</i> <i>Macaca mulatta</i> × <i>Macaca fuscata</i> の2つにおいて、「×」の後ろにスペースがないように見えます。また後者は「×」前のスペースが全角になっているか、あるいは両端揃えになっていてスペースが開いてしまっているように見えます。	御意見を踏まえ修正します。

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-15	1	サンシャインバス「 <i>Morone chrysops</i> × <i>Morone saxatilis</i> 」の「×」も斜体になっているように見えます。	御意見を踏まえ修正します。
2-16	1	改定案の「＜動物（軟体動物）＞」に記された下記の淡水産・海産貝類は、プランクトン幼生または微小な幼体が分散する種であるため、導入されれば、逸出に注意を払っていても、あるいは意図的に放出をしなくとも、容易に野外環境に逸出してしまい、広く分散してしまう。そのため「利用上の注意」に記された「逸出には十分に注意を払い、放出しないこと」では、生態系への被害を防止することは難しい。 よって、改定案の「利用上の注意」は、現行のリストのように、以下のように修正すべきである。 ・カワホトトギスガイ（未判定外来生物）：「導入は厳に慎むべき。」 ・カワヒバリガイ（特定外来生物）：「導入は厳に慎むべき。」 ・ホンビノスガイ：「導入、遺棄、放逐を厳に慎むべき。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」 ・シナハマグリなど：「導入、遺棄、放逐を厳に慎むべき。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」 ・コモチカワツボ：「導入、遺棄、放逐を厳に慎むべき。非意図的な侵入にも留意すべき。」 ・ムラサキイガイ：「導入、遺棄、放逐を厳に慎むべき。近年食用目的の利用も増加しているが、海面での繁殖を抑制する技術開発が必要。」 ・ミドリイガイ：「導入は厳に慎むべき。」 ・コウロエンカワヒバリガイ：「導入は厳に慎むべき。」 ・ヨーロッパヒラガキ：「導入、遺棄、放逐を厳に慎むべき。近年食用目的の利用も増加しているが、海面での繁殖を抑制する技術開発が必要。」 ・タイワンシジミ：「導入、遺棄、放逐を厳に慎むべき。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」	御指摘の点を踏まえ、以下のとおり掲載する案とします。 ・カワホトトギスガイ：「導入しないこと。」 ・カワヒバリガイ：「導入しないこと。」 ・ホンビノスガイ：「導入、遺棄、放逐をしないこと。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」 ・シナハマグリなど：「導入、遺棄、放逐をしないこと。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」 ・コモチカワツボ：「導入、遺棄、放逐をしないこと。非意図的な侵入にも留意すべき。」 ・ムラサキイガイ：導入、遺棄、放逐をしないこと。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」 「近年食用目的の利用も増加しているが、海面での繁殖を抑制する技術開発が必要。」は備考欄に記載。 ・ミドリイガイ：「導入しないこと。」 ・コウロエンカワヒバリガイ：「導入しないこと。」 ・ヨーロッパヒラガキ：「導入、遺棄、放逐をしないこと。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」 「近年食用目的の利用も増加しているが、海面での繁殖を抑制する技術開発が必要。」は備考欄に記載。

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
		・ウスシジミ：「導入、遺棄、放逐を厳に慎むべき。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」	・台湾シジミ：「導入、遺棄、放逐をしないこと。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」 ・ウスシジミ：「導入、遺棄、放逐をしないこと。近年食用目的の利用も増加しているが、畜養、養殖時は逸出を極力防ぐこと。」
2-17	1	以下の種については、アニマルカフェ等動物園以外の展示ふれあい施設で現在も利用されているため、その旨を「日本での利用状況」に記載すべきと考えます。 ①リスザル ②クリハラリス ③イエネコ ④イヌ ⑤ブタ ⑥ヤギ	御指摘のとおり追記します。
2-18	1	展示利用は、外来種の主な発生源のひとつであるため、以下の種に関して、事業者により展示利用されていることを「日本での利用状況」に記載すべきと考えます。 ①ヒョウモントカゲモドキ ②ニシキカメ属 ③チズガメ属 ④クーターカメ属 ⑤ワニガメ属 ⑥グリーンイグアナ	御指摘のとおり追記します。

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-19	1	上記リストですが、植物の方には科名が表記されていますが、動物の方は分類群別に分かれているのみで、科名が表記されていません。特に陸生節足動物・軟体動物・その他無脊椎動物については、和名のないもので学名をカタカナ表記してあるだけでは、その専門家以外ではどのような動物かの判断がむづかしいと思いますので、動物についても科名の表記をご検討いただけますよう、お願いいたします。	御意見を踏まえて科名を追加します。
2-20	1	リストの配列を、まず分類順にしてほしい。とくに昆虫や植物のように種類数が多い分類群について。 任意の種について、それがリストに載っているかどうかを見る時に、現在のカテゴリー別だとカテゴリーごとに載っていそうな箇所を探さねばならず、非常に探しづらい。 せめて、植物や昆虫については分類順にしたリストにしてほしい。	分かりやすい普及啓発の観点から、原案どおりとします。 なお、リストはExcel 版も公表する予定であり、学名や種名等での検索が可能です。
2-21	1	昨今、チラシや看板、行政案内等の多言語化が進んでいるかと思います。外来種問題についても取り上げられることが多くなってきているため、本リストの正式な英語名、「総合対策外来種」、「侵入・定着防止外来種」、「産業管理外来種」といったカテゴリーの対訳を定めていただくことは出来ないでしょうか。 私の把握する限り、環境省のウェブサイト、資料、リーフレット等でも表現が統一されておらず、それぞれの翻訳担当者が場当たり的に妥当な表現を模索しているように思えます(今回のパブリックコメントとは直接的な関係ないかと思いますが、厳しい規制の対象である「特定外来生物」でさえ環境省内の英語表現がバラバラです)。 外来種問題は性質上「分布域の外(多くの場合は海外)」が意識され、海外からの貨物船、旅行者への周知も重要かと思います。その状況下で正式な英語訳が存在しないというのは大きな問題のように思えます。	英語版のパンフレットの作成を予定しており、各カテゴリーの対訳についてはそちらをご参考ください。
2-22	1	リストの「防除事例」、「防除マニュアル」欄など URL が記載されていますが、URL が 2 行以上のものは URL が切れて認識されているため、ページに飛びません。	本リストの PDF 化に当たっては、URL のリンクを切って作成しています。URL をコピーしてご利用ください。
2-23	1	リスト各ページのヘッダーにドキュメント名あるいはセクション名を入れていただけないでしょうか。	PDF 版のページ番号に分類群名を挿入することとします。

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
		本リストが使用される状況の一つとして、地方役場の職員などがリストを印刷して会議資料にすることなどが想定されるかと思います。このとき現状のものだと 1 ページ目にしかタイトルがなく、素人目には動物のリストの 2 ページ目と植物のリストの 2 ページ目の区別が付かず乱丁・混乱の原因になり得るのではないのでしょうか。ただでさえ一般にはとっつきにくいリストのユーザビリティを下げているように感じます。	
2-24	1	動物のリストでは「特定外来生物」と書いていますが、植物のリストでは「特定外来」になっており表記が一致していません。	御意見を踏まえ修正します。
2-25	1	「 <i>Cardiospermum halicacabum</i> 、 <i>Cardiospermum halicacabum</i> var. <i>microcarpum</i> 」 「 <i>Ludwigia grandiflora</i> (<i>L. grandiflora</i> ssp. <i>grandiflora</i>) 」 「 <i>Anas platyrhynchos</i> × <i>A. p.</i> var. <i>domesticus</i> 」 を見ると学名の省略に関するルールが統一されていないように見えます。	御意見を踏まえ修正します。